

在職者の手取り年金額増えるかも

新年度が始まりました。4月からの社会保険と税金の主な改正を図表してみました。それ以外に退職後のマネープランに関わる年金制度も改正されます。

例えば、65歳未満の在職老齢年金の支給停止条件について。3月までは、年金月額と厚生年金に加入している場合の賃金（前年の賞与込みの平均月収）との合計額が「28万円」を超えると年金額の全部または一部が支給停止されました。4月からは、65歳以上の場合と同様になって、「47万円」を超えなければ支給停止されず、超える場合は、全部または一部が支給停止される計算方法に緩和されます。在職者の手取りの年金額が増えるかもしれません。

また、65歳以降、厚生年金に加入して働く場合の年金額の改定時期について。3月までは、退職時や70歳到達時に改訂し、在職中には年金額改定はされませんでした。4月からは65歳以降の厚生年金の加入期間分を、9月1日時点で年金額の計算に加え、10月分から年金額を改定する仕組みになるので、こちらも毎年手取りの年金額が増えるかもしれません。

年金をいつから受け取るかという選択肢として、繰り下げ受給の上限年齢が4月から70歳から75歳になります【令和4年4月1日以降に70歳に到達する人から（男性の場合なら昭和27年4月2日以降生まれが対象）】。その際の繰り下げ増加率は、1月当たり+0.7%（最大+84%）です。一方で60歳からの繰り上げ受給の減額率が1月当たり▲0.5%から▲0.4%（最大▲30%から▲24%）に見直されます【令和4年4月1日以降に60歳に到達する人から（男性の場合昭和37年4月2日以降生まれが対象）】。

このように年金制度の改正は行われますが、やはり公的年金だけで豊かな生活を望むことは

年金保険の主な4月からの改正点

- 年金額が昨年度から0.4%引き下げに
- 国民年金の満額の月額が259円下がり、6万4,816円に
- 国民年金保険料の月額は20円下がり、1万6590円に
- 協会けんぽの健康保険料率は0.22%下がり9.89%、介護保険料率が0.16%下がり1.64%に
- 労働者負担の雇用保険料は、一般の事業の場合、10月から0.2%上がり0.5%に
- 後期高齢者医療保険料の均等割は980円上がり4万8500円、所得割率は0.2%上がり9.53%に、賦課限度額が年額2万円上がり66万円に
- 住宅ローン減税の控除率が1%から0.7%に減少し、所得要件は3,000万円から2,000万円以下に など

難しいです。そこで、老後資金作りとして国が進めている確定拠出年金（企業が導入している企業型DC、個人の場合のイデコなど）も改正が行われます。主な改正は、加入可能年齢が企業型DCの場合、企業によって異なりますが、5月からは65歳から70歳に拡大、イデコも60歳が65歳未満に拡大され、掛金額の改正もされます（注意点や詳細あり）。

年金制度の変更に ついて、知らないで損することがないようにしたいですね。詳しくは厚生労働省のホームページなどをご参照ください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

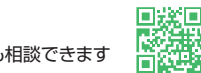
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00